

7林整整第482号
令和7年11月7日

各都道府県 林務担当部長（別記参照） 殿

林野庁	林政部	経営課長
林野庁	森林整備部	森林利用課長
林野庁	森林整備部	整備課長
林野庁	森林整備部	治山課長
林野庁	森林整備部	研究指導課長

林業現場におけるクマ類による林業従事者等の人身被害防止の徹底について

平素より、森林の整備・保全業務に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

今年度のツキノワグマ及びヒグマ（以下「クマ類」という。）による人身被害者数は9月末時点で108名と、被害が甚大であった一昨年と同じ水準であるほか、死者数は11月5日現在で13名と、すでに過去最多を更新しており、非常に深刻な状況となっています。そのような中で、10月には新潟県の林業関係者2名が林内での測量作業中にツキノワグマに遭遇し、負傷する事故が発生するなど、森林域における作業についても人身被害の危険性が高まっている状況です。

本年9月にも、「森林でのクマ類による人身被害防止に対する指導等の徹底について（依頼）」（令和7年9月26日付け7林整研第175号）を都道府県に通知し、森林・林業関係者に対し、クマ類の出没等に関する注意喚起をお願いしたところですが、今般のクマ類による深刻な被害状況に鑑み、改めて一層の注意が必要です。

林内で作業する林業従事者等の安全確保のため、森林整備事業・治山事業においては、鈴やクマ撃退スプレーの導入などの安全対策に係る費用を安全費に計上できることとしているほか、労働安全確保・経営力強化対策においては、林業経営体に対し、緊急連絡のための通信機器などの労働安全衛生装備・装置の導入及び労働安全研修の取組を支援しています。また、森林環境譲与税においても、箱罠の導入などの林業従事者等の労働安全確保に係る活用事例があります。林内での作業に当たっては、環境省作成のマニュアル（以下の【参考】をご参照ください。）や、別添のチラシも参考にしながら、人身被害の防止対策を徹底していただくようお願いします。

【参考】

○環境省作成マニュアル「クマ類の出没対応マニュアル改定版」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

担当：林野庁林政部経営課

労働安全衛生班 03-3502-1629 (直通)

林野庁森林整備部森林利用課

森林集積促進班 03-6744-2126 (直通)

林野庁森林整備部整備課

企画班 03-6744-2303 (直通)

林野庁森林整備部治山課

施設実行班 03-3502-8208 (直通)

林野庁森林整備部研究指導課

保護企画班 03-3502-1603 (直通)